

記入欄に書ききれない場合は、「別紙〇のとおり」と記入し、別紙〇を添付してください。

有害使用済機器保管等届出書

(記載例)

令和〇年〇月〇日

(あて先) 一宮市長

日付は、空欄で持参し、申請書受付時に記入してください。

- ・法人の場合は登記事項証明書どおりに記入してください。
- ・個人の場合は住民票どおりに記入してください。

届出者

住所 愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地

氏名 一宮株式会社 代表取締役 一宮 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0586 - 00 - 0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

品目名は、注意事項にあるとおりに記入してください。

事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)	有害使用済機器の品目： 電動工具、電気掃除機、扇風機等 (廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～32号に定める機器) 処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分(再生を含む)
事務所及び事業場の所在地等	事務所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 事業場① 〇〇事業場 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 面積 〇〇〇m ² 事業場② 〇〇センター 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 面積 〇〇〇m ²
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)	保管場所① 所在地：事業場①と同じ 面積：〇〇m ² 、保管量：〇〇m ³ 、最大高さ：5m 品目：電気掃除機、扇風機等 (施行令第16条の2第5号～20号に定める機器) 保管場所②-1 所在地：事業場②と同じ 面積：〇〇m ² 、保管量：〇〇m ³ 、最大高さ：1m 品目：電動工具 保管場所②-2 所在地：事業場②と同じ 面積：〇〇m ² 、保管量：〇〇m ³ 、最大高さ：3m 品目：ゲーム機、デジタルカメラ等 (施行令第16条の2第21～32号に定める機器)
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	〇〇センター 所在地；事業場②と同じ 品目：電動工具、ゲーム機、デジタルカメラ等 (施行令第16条の2第5号、21～32号に定める機器)
事業の用に供する施設の種類の、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	〇〇センター 所在地；事業場②と同じ 破砕機(シュレッダー) 1台 平成〇〇年〇〇月〇〇日設置 処理能力 〇〇t/日
※事務処理欄	

敷地面積を記入してください。

代表地番を記載し、土地の登記事項証明書のとおりに入力してください。(住所表記ではなく地番表記となります。)

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	住所
該当なし	住民票どおりに記入してください。	
(法人である場合)		
(ふりがな)名称	住所	
株式会社〇〇〇〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後 である場合)		
登記事項証明書どおりに記入してください。		
(ふりがな)氏名	生年月日	住所
該当なし	住民票どおりに記入してください。	
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本産業規格 A列4番)

様式第十七号の2の1（第十三条の三第二項第一号、第十三条の四第二項関係）

事業計画の概要を記載した書類

(記載例)

1. 事業の全体計画（変更届出時には変更部分を明確にして記載すること）

- ・携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
事業者から排出される携帯電話端末等を収集し、保管する。
- ・パーソナルコンピュータ
事業者から排出されるパーソナルコンピュータを収集し、保管する。その後、手作業で分別し、不要物については破砕機で破砕を行う。
- ・廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第10号
事業者から排出される廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第10号を引き取り、保管する。その後、選別機で選別を行う。
- ・処理後物については、製品の原料となりうる有価物については販売し、販売できない廃棄物については、委託処分する。

2. 保管、処分又は再生する有害使用済機器の種類及び処分量等

	有害使用済機器の種類	処理量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処理の区分 (処分又は再生に あつてはその方法)	予定処分先等の 名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	0.3t/月 (保管)	固形	㈱〇〇「他3社」 〇〇市〇〇町〇 -〇	保管	〇〇㈱(売却) 〇〇市〇〇町〇-〇
2	パーソナルコンピュータ	0.5t/月 (保管) 0.5t/月 (処分)	固形	㈱〇〇「他4社」 〇〇市〇〇町〇 -〇	保管(手解体を含む。)及び処分 又は再生(破砕)	〇〇㈱(売却) 〇〇市〇〇町〇-〇 ●●㈱(最終処分) 〇〇市〇〇町〇-〇
3	廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第10号	20t/月 (保管) 20t/月 (処分)	固形	㈸〇〇「他5社」 〇〇市〇〇町〇 -〇	保管(手解体を含む。)及び処分 又は再生(選別)	〇〇㈱(売却) 〇〇市〇〇町〇-〇 ●●㈱(破砕) 〇〇市〇〇町〇-〇
4				() 書きで予定運搬先の処分方法を記入してください。		
5	有害使用済機器の種類に対して、排出事業場が複数ある場合は、代表的な事業場を記入して、「他〇社」と記入してください。					

備考 取り扱う有害使用済機器の種類ごとに記載すること。

有害使用済機器の種類については、政令第16条の2第1項を参照すること。

(日本産業規格 A列4番)

様式第一七号の2の2（第十三条の三第二項第三号、第十三条の四第二項関係）

施設の概要	
処理施設の種類	破砕施設
設置場所	〇〇市〇〇町〇-〇
設置年月日	令和〇年〇月〇日
処理能力	10 t/日 (1.25 t/時)
処理する有害使用済機器の種類	廃棄物処理法施行令第16条の2第5号～第20号
処理施設の処理方式、構造及び設備の概要	投入口より、解体した有害使用済機器を投入し、破砕を行う。 構造等は別添構造図面参照。
備考 施設の種類ごとに記載すること。(政令第十六条の三第三号で規定する環境大臣が定める方法により行う場合に使用する施設も含む。)	

様式第十七号の2の3（第十三条の三第二項第五号、第十三条の四第二項関係）

処分又は再生後に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類

廃棄物又は再生品の種類	廃プラスチック類	
発生量 (t/月又はm ³ /月)	5 t/月	
廃棄物の処理方法	自己処理	(処理場所)
		(処理方法) 埋立処分 ・ 海洋投入処分 ・ 中間処理 ()
	委託処理	(処理業者名) 〇〇株
		(処理方法) 埋立処分 ・ 海洋投入処分 ・ 中間処理 (焼却)
備考	再生品として利用できなかったものは、廃棄物として焼却処分する。	
再生品の利用方法	利用方法	(利用先業者名) 有〇〇
		(利用方法) 売却 ・ その他 ()
	備考	3,000 円/t で売却する。

現に有害使用済機器の保管等について業として行っている場合は、実際の取引先の情報を記載してください。

備考 処分又は再生後の廃棄物又は再生品の種類ごとに記載すること。

様式第十七号の2の3（第十三条の三第二項第五号、第十三条の四第二項関係）

処分又は再生後に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類		
廃棄物又は再生品の種類	鉄くず	
発生量 (t/月又はm ³ /月)	15 t/月	
廃棄物の 処理方法	自己処理	(処理場所)
		(処理方法) 埋立処分 ・ 海洋投入処分 ・ 中間処理 ()
	委託処理	(処理業者名)
		(処理方法) 埋立処分 ・ 海洋投入処分 ・ 中間処理 () (所在地)
備考		
再生品の 利用方法	利用方法	(利用先業者名) 有〇〇
		(利用方法) 売却 ・ その他 () (所在地) 〇〇市〇〇町〇-〇
	備考	5,000 円 / t で売却する。
備考 処分又は再生後の廃棄物又は再生品の種類ごとに記載すること。		

現に有害使用済機器の保管等について業として行っている場合は、実際の取引先の情報を記載してください。

有害使用済機器保管等の届出に係る他法令チェック票

確認年月日	確認先	法令名	確認結果	チェック欄※
平成〇〇年 〇〇月△△日	〇△市役所 建築住宅課 〇〇〇△ 〇〇△〇-△〇-〇△〇 △	建築基準法	当該事業計画は建築基準法第51条に基づく特殊建築物の許可は不要であるとの回答であった。また、当該建物は建築確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けています。	
平成〇〇年 〇〇月△△日	〇△市役所 建築住宅課 〇△△〇△ 〇〇△〇-△〇-〇△〇 △	都市計画法	当該事業計画は都市計画法第29条に基づく開発行為の許可は不要であるとの回答であった。	
平成〇〇年 〇〇月△△日	〇〇建設事務所 維持管理課 〇△〇〇 〇〇△〇-△〇-〇△〇 △	砂防法	当該事業計画は砂防法第4条に基づく砂防指定地内行為許可は不要であるとの回答であった。	
平成〇〇年 〇〇月△△日	同上	河川法	当該事業計画は、河川法第24条に基づく土地占有許可、第26条に基づく河川区域内における工作物の新築等の許可、第27条に基づく河川区域内の土地の掘削等の許可、第55条に基づく河川保全区域内の行為の許可は不要であるとの回答であった。	

注1) 確認先の欄には、担当部署名、担当者の名前、電話番号を記入して下さい。

注2) ※には記入しないでください。

環境保全対策		
	項目	対策内容
1	当該保管に伴う汚水の飛散・流出・地下浸透及び悪臭の発散を防ぐために必要な措置（※油外使用済機器の品目に応じ記載）	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水が流出しない容器（〇〇製）で保管し、容器の積み上げは行わない。 ・保管場所の床面にコンクリートを敷設し、周辺に排水溝を設置する。 ・油水分離装置を設置する。
2	保管の場所において騒音又は振動が発生する場合における、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないために必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入／搬出には、極力低騒音型の車両を用いる。 ・夜間営業を行わない。 ・処分行為は建屋内でのみ行う。
3	有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・有害使用済機器とその他の物の保管場所に仕切りを設ける。 ・有害使用済機器とその他の物を別々の容器に保管する。
4	有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合における、これらを適正に回収し、処理する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・有害使用済機器に含まれる電池、バッテリー等について、搬入時に手解体等でこれらを回収し、分別保管する。
5	保管の場所に、ねずみが生息せず、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないために必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の清掃を行う。 ・雨水が溜まらないよう保管場所に傾斜をつける。 ・腐敗性のものが付着した機器を受け入れない。

実際の対策内容を記載してください。